

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

緊急事態宣言後の横浜市内の障害児通所支援事業所の対応について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が行われましたので、それに伴う、本市の取り扱いについてお知らせします。なお、今後、情勢の変化により国や県から新たな考え方が示され、対応を変更する必要がある場合は、随時お知らせします。

1 緊急事態宣言期間中の対応について

(1) 事業所でのサービス提供

原則、感染予防に十分に留意し、開所をお願いします。感染予防等については、正しい知識をすべての職員が理解することが重要です。必要に応じ、国から示されている「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を活用ください。

また、引き続き、感染拡大につながる恐れのあるプログラムの実施は避けてください（混雑した場所へ外出、調理プログラム、外食、他事業所と合同の行事、閉鎖された遊戯施設等に不特定多数の方々と滞在、等）。

感染拡大の防止を考慮しつつ、現在の社会情勢に応じた障害児通所支援事業におけるプログラムとしてふさわしい内容をご検討ください。

(2) 利用児童の受入れ

事業所での密を回避するため、状況に応じ、保護者に協力を求めても差し支えありません。（利用日数や利用時間の短縮、支援方法をオンラインに切り替える、等）

なお、この対応は利用制限を求めるものではありません。各事業所での支援方法やプログラム内容、児童や家庭の状況に応じ、ご対応ください。

(3) サービス提供の縮小、休業を検討する場合

以下の順でご検討をお願いします。

- ① 営業時間の短縮や支援方法の変更等、サービス提供の縮小による営業継続を検討
- ② 検討の結果、縮小して実施することも困難な場合、事業所の臨時休業を検討
- ③ 臨時休業等を行う場合
 - ・必ず利用児童の保護者に説明、必要に応じて可能な限り他事業所の利用調整
 - ・あらかじめ、横浜市宛て電話にて報告（短期間の休業であれば休止届は不要）
 - ・臨時休業中においても、家族の孤立防止や、児童や保護者のストレスの緩和等のために、必要に応じて、電話や訪問等による相談支援の実施の検討

2 事業所の開設状況についての報告のお願い

令和3年1月8日（金）時点における、事業所の今後の運営予定について、以下によりご報告をお願いします。

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=kaisyojoukyou>

3 学校が臨時休校、短縮授業、分散登校になった際の学校休業日単価について

通常通り、児童毎に、登校日か否かで判断をお願いします。国の事務連絡の一部廃止に伴い、学校休業日単価の特例的な取扱いはありません。

(例)

- ・新型コロナウイルス陽性者の発生等で学校が臨時休業した場合 → 学校休業日
- ・分散登校が実施され、登校不要日にサービス利用した場合 → 学校休業日
- ・ 〃 、登校日に サービス利用した場合 → 放課後
- ・短縮授業の日に、サービス利用した場合 → 放課後
- ・児童が自主的に学校を休み、サービス利用した場合 → 放課後

※ 学校等の臨時休校等に伴い、臨時的に営業時間を延長して学校休業日単価でサービス提供する場合、開所時間減算は適用しないこととします。

4 児童や職員に感染が確認された場合の対応について

横浜市においても国が発出している「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」と原則同様の取扱いとします。あわせて、「令和2年7月16日付こ障福第1177号横浜市立学校において新型コロナウイルスが発生した場合の対応について」等に基づいて対応をお願いします。

5 いわゆる「代替的な支援」の提供について

これまでの取扱いにおける、利用児童の居宅への訪問や電話等での健康管理や相談支援等の代替的な支援（以下「代替的な支援」とします。）について、当面の間、引き続き提供することは可能です。以下の点に十分留意のうえ請求してください。（国の障害児通所支援に係るQ&A p.7「(3) 代替的な支援の取扱い」以降を、必ずご確認ください。）

自宅での様子伺いや児童の健康管理を行う代替的な支援は、原則として、児童の身体状況等によって登校等が困難な場合や、事業所への通所も困難である等の場合に、保護者に対して説明、同意を得た上で実施してください。

(1) 支援内容について

現在の社会情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症の予防等を理由として、オンラインで代替的な支援を提供することは差し支えありませんが、一時的な措置であることを保護者とも確認の上、実施してください。

なお、利用者負担軽減の取扱いはありません。

(2) 報酬の対象とするための条件

ア 当該児童が新型コロナウイルス感染症の予防等のため、当初利用予定日に事業所に通所していないこと

イ 居宅への訪問、電話、ビデオ通話等により支援を行うこと

ウ 「通常のサービス利用とみなされること」及び「利用者負担が発生すること」について、事前に保護者へ説明し、同意を得ること

エ 実績記録票に、「訪問（電話等）による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、保護者の押印を得ること

オ 相談内容等について記録すること

(3) その他

- ア これについて、「〇〇分以上支援をしなければならない」といった制限は設けませんが、通常の欠席連絡にとどまる場合には、欠席時対応加算での対応とさせていただきます。
- イ 代替的な支援の増のみを目的とした支給量の増は、原則として、行いません。
- ウ 原則として、当初利用予定日に代替的な支援を提供してください。電話の行き違いや保護者の都合等で当初利用予定日に代替的な支援が行えなかった場合、数日内の支援の実施であれば当初利用予定日に算定してください。このとき、サービス提供実績記録票は算定した当初利用予定日に記入して、備考欄等を実施した日を補記しておいてください。
- エ 支援の内容についての記録については、必ず事業所に備え付けるようにしてください。
- オ 真に必要な支援かどうかを十分に判断し、保護者の同意のないサービス提供や、欠席連絡等を代替的な支援にすることの無いようにしてください。
- カ 事業所からの、個別性のない一方的な連絡（留守番電話への吹き込み、メール・SNS等で連絡を送ったのみで返信がないまま、インターネットサイト・動画を見てもらうだけ）等は、報酬の対象としては認めません。

6 人員配置基準等に関する取扱いについて

(1) 人員配置基準等に関する取扱い

当面の間、国からの通知のとおり継続します。

(2) 定員超過利用減算等の取扱い

感染拡大の防止という目的及び国の通知の趣旨をふまえ、真にやむを得ない場合等の新型コロナウイルスに関連した理由を除き、安易に定員を超過しないようにしてください。新型コロナウイルスに関連した理由と認められない場合は定員超過減算の対象となります。

なお、一日の受け入れ人数には、事業所での受け入れ人数と、いわゆる代替的な支援を提供した人数の合算が1日の利用実績となりますので、ご注意ください。

7 その他

本通知の特段の記載がない事項については、当面の間、国からの通知のとおりとします。

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

【参考】新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる事業所支援について

(1) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）の実施について」

神奈川県から支援員の慰労金等にかかる標記支援事業が通知されていますので、ご確認をお願いします。

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=208&topid=15

※ 神奈川県事業のため、詳細は以下の神奈川県コールセンターまでお問い合わせください。
電話問合せ窓口〈コールセンター〉ナビダイヤル 0570-077-160

(2) 新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業等補助金（サービス継続支援事業・連携支援事業）

社会福祉施設等における感染拡大防止策の支援策として、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施し、いわゆる「かかり増し経費」として必要な費用を助成します。本事業の詳細は下記のHPを御確認ください

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/syogai_hojokin.html

通所系

障害福祉サービス施設・
事業所職員のための

感染対策 マニュアル



自宅等を訪問される職員の方… **訪問系**

施設・事業所内の職員の方…… **通所系** **入所系** のマニュアルをご参考下さい

通所系・目次

I 障害福祉サービスにおける感染症対策総論

1. 感染症の基礎知識①	p3
感染症の基礎知識②	p4
感染症の基礎知識③	p5
2. 障害者の健康管理と環境管理①	p5
障害者の健康管理と環境管理②	p6
3. 職員の健康管理と環境管理	p7
4. 標準予防策についての正しい知識や方法①	p8
標準予防策についての正しい知識や方法②	p9
5. 保健所等との連携	p10

II 新型コロナウイルス感染症対策

1. 新型コロナウイルス感染症の特徴と主な症状	p11
2. 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策	p12
3. 利用者・家族の不安を和らげるための精神的ケアのポイント	p13

III 類型に応じた感染症対策—通所系

1. 利用者の健康管理	p14
2. 日常業務の注意事項	p15
3. サービス提供時に必要な感染症防止対策①	p16
サービス提供時に必要な感染症防止対策②	p17
4. 新型コロナウイルス感染症の感染（疑い）者、濃厚接触者への適切な対応	p18



1. 感染症の基礎知識①

1 感染症とは

病気の原因となるようなウイルスや細菌、真菌などの病原体が人の体の中に入り、体の中で増殖することを「感染」と呼びます。病原体が増殖した結果、熱が出たり、下痢になったり具合が悪くなるなど、**さまざまな症状を起こすことを「感染症」と**言います。

感染症は感染者を介して、いくつかの感染経路から広がることもあるため、感染経路を遮断するためにまずは**予防すること、そして発生した場合には最小限に食い止めることが重要**になります。

2 感染経路とは

ウイルス等の感染経路には、主に**空気感染**、**飛沫感染**、**接触感染**があります。

感染経路	特徴	予防策	主な病原体
空気感染	空気中の塵や飛沫核を介する感染で、咳やくしゃみ、会話をした際に口や鼻から飛沫した病原体が空中を浮遊し、同じ空間にいる人が浮遊する病原体を吸い込んで感染する。	<ul style="list-style-type: none"> 職員は高性能マスク(N95マスク等)を着用 感染者は陰圧室が望ましいが、陰圧室がなければドアを閉めた個室へ移動し、サージカルマスクを着用 十分な換気 	結核菌、麻疹ウイルス、水痘ウイルス、など
飛沫感染	大きな粒子を介する感染で、飛沫は1m程度で落下し空中を浮遊し続けない。咳やくしゃみ、会話をした際に口や鼻から飛沫した病原体を近くにいる人が吸い込むことで感染する。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、職員のマスクの着用を徹底 十分な換気 環境における共有部分の消毒 3密の回避 	インフルエンザ、風しんウイルス、おたふくかぜの原因のウイルス、新型コロナウイルス、など
接触感染	感染している人との接触や、病原体に汚染されている物を触ることで感染する。病原体が付いた手で、目や鼻、口、傷口などを触ることで病原体が体内に侵入して感染する。	<ul style="list-style-type: none"> こまめな手洗いや手指消毒 ケアの際には手袋などの个人防护具を着用する 感染者に使用する器具などはできるだけ個人専用とし、どうしても共有する場合は、使用後に洗浄または消毒をしてから他の人に使用する 	ノロウイルス、疥癬(かいせん)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)などの耐性菌、新型コロナウイルス、など



1. 感染症の基礎知識②

3 感染対策の基本（感染対策の3つの柱）



1

病原体（感染源）の排除

嘔吐物や排泄物、血液などの体液（汗を除く）、感染者に使用した器具・器材（ガーゼ等）は感染源となる可能性があります。これらを患者の隔離、消毒、汚染源の排除により除去する必要があります。



2

感染経路の遮断

感染経路を遮断するためには、次の3つに配慮しましょう。

ウイルスを
持ち込まない
こと

ウイルスを
持ち出さない
こと

ウイルスを
拡げない
こと

施設に出入りする際の手洗いや手指消毒の徹底（職員に限らず出入りする人の全員）や、手袋や个人防护具をケアごとに取り替えることが大切です。また、感染症の流行状況によっては外部からの来訪者の制限も必要になることがあります。

3

宿主の抵抗力の向上

感染症に対する抵抗力を向上させるためには、日ごろから**十分な栄養や睡眠**をとるとともに、**予防接種**によりあらかじめ免疫を得ておくこと



COLUMN 遺伝子検査（PCR 検査）、抗原検査、抗体検査とは

・遺伝子検査（PCR 検査）

PCR 検査は、鼻汁、唾液、痰などを採取し、機械でウイルスの遺伝子を増幅させる反応を行い、ウイルスがあると陽性と判定されます。ただし、検査の精度は 100% ではありません。

・抗原検査

抗原検査は、鼻汁、唾液、痰などを採取し、ウイルスの存在を調べる検査です。細かい分析ができる定量検査と、細かい分析ができないながらも簡便に検査できる簡易検査があります。ただし、検査の精度は 100% ではありません。

・抗体検査

抗体検査は、体の中にウイルスに対する抗体を持っているかを調べる検査です。抗体とは、ウイルスに感染した際に体が反応して作る免疫のことで、抗体があるかを調べることで、過去にそのウイルスにかかったことがあるかを知ることができます。



1. 感染症の基礎知識③

4 消毒液の使いかた

- ・感染疑いのある利用者が使用する手すりや、ドアノブ、トイレなどはこまめに消毒する必要があります。
- ・消毒には、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液を使用します。
- ・消毒用エタノールが手に入りにくい場合、次亜塩素酸ナトリウムを希釈して使用する方法があります。
- ・次亜塩素酸ナトリウム液の希釈する濃度は用途によって異なります。

消毒対象	濃度 (希釈倍率)	希釈方法*
<ul style="list-style-type: none"> ○嘔吐物や排泄物が付着した床の消毒 ○衣類等の漬け置き 	<p>0.1%濃度 (1,000ppm)</p>	 <p>500mLのペットボトル 1本に対し、10mL (キャップ2杯分)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○食器等の漬け置き ○トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等 	<p>0.05%濃度 (500ppm)</p>	 <p>500mLのペットボトル 1本に対し、5mL (キャップ1杯分)</p>

※次亜塩素酸ナトリウム（市販の漂白剤で一般的な塩素濃度約5%の場合）の希釈方法 ※ペットボトルのキャップ1杯分が約5mL

東京都福祉保健局「社会福祉施設等における感染症予防チェックリスト」を参考に作成

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/chetukurisuto.files/chetukurisut_hukusi.pdf



2. 障害者の健康管理と環境管理①

1 環境管理 3つの密

- ・感染拡大防止の観点から、「**3つの密**」を避けましょう。
- ・**清掃を徹底し、共用部分（手すり等）は必要に応じて消毒**しましょう。特にトイレについては、**定期清掃と換気**を心がけましょう。
- ・**定期的な換気**を行いましょう。

換気が悪い
密閉空間

密集

多数が集まる
密集場所

密閉

密接

間近で会話や
発声をする密
接場面



冬の換気の実施

機械換気設備が設置されている場合は、機械換気による常時換気で必要換気量（1人あたり毎時30m³）を確保しましょう。また、設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓を開けましょう（窓を少し開け、居室の温度及び相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持する）。



2. 障害者の健康管理と環境管理②

2 健康管理

- ・感染症対策では、毎日の健康管理を行い、普段との違いに早く気づくことが重要です。
- ・特に新型コロナウイルスでは、症状が軽い、ほとんど表れない場合があります。
- ・検温や健康チェックシートの記入など、毎日の健康観察を実施しましょう。

COLUMN 障害特性に応じた支援

①コミュニケーションの場を提供

通所系事業所の他に外出する機会があまりない障害者の場合、通所先が感染症の影響により利用が制限されるなどで孤立することにより、会話の減少を含め他者とのかかわりが減少し、不穏になったり、気持ちが落ち込みうつ症状がひどくなることもあります。事業所を利用することで、利用者に会話等の機会が提供されていることを考慮すると、利用が制限される状況下でも利用者との間でコミュニケーションをとれる場を提供する工夫が必要となります。例えば、SNSや電話等を活用して定期的にコミュニケーションをとるなど、あらかじめ考えておくことなどが重要になります。

②職員による利用者への十分な説明の重要性

A 事業所では、マスク着用を促しても着用しなかった利用者には、マスク着用などの感染症対策への協力を丁寧にお願いしました。全員に着用してもらうということは難しいですが、丁寧な説明を繰り返すことで理解が進みました。また、職員の慌ただしい様子を見ることで不安を感じる利用者もあり、不安感を緩和するため利用者が職員と相談できる機会を増やす等の対応を行っています。

③意思の疎通に支援が必要な利用者に対する対応

B 事業所では、感染症対策に関する研修を職員に行い、利用者に対しても実施しています。利用者の研修では、毎朝時間を決めて、継続してマスクをつける研修を行いました。その結果、マスクを着用する利用者が徐々に増えました。例えば、マスクを着けてもらえるよう重要性を絵で伝えたり、本人の好みの素材や絵、柄などを取り入れるなどの提案をするといった工夫をすることも有効でした。一方、マスクの装着が困難な利用者には、消毒や手洗いを頻繁に実施、距離をとるようにするなどの対応をしてもらうことで、感染リスクを低減するように心がけました。職員がしっかりとマスクをし対応することが重要です。

④その他のポイント

- ・化学物質に敏感な人やマスクなどに過敏に反応する人もいますので、周囲の職員や利用者がマスクをするなどして、そういった人に配慮した感染対策を実施しましょう。
- ・医療的ケアが必要な方や重度心身障害者については、感染による重症化リスクが高いことから、職員も含めて適切な感染予防策を講じることが大切です。
- ・聴覚過敏や触覚過敏、床をなめるなどの環境に対する普通以上の関心がある人には、普段の対応をしつつ、感染症対策の理解を進めるとともに、それでも対応が難しい場合は、支援する職員が注意して対応することが必要です。
- ・視覚障害者の方及び視覚障害の利用者に対応する職員は携帯用の消毒液を持ち歩くと便利です。
- ・感染(疑い)例発生時、利用者が部屋の中を動き回って、ゾーニングが難しい場合は、フロアや職員と利用者の動線を完全に分けるなどの工夫をして対応する必要があります。



3. 職員の健康管理と環境管理

1 健康管理

- ・出勤前に体温を計測し、**発熱や咳、咽頭痛などの呼吸器症状等が認められる場合には出勤しないことを徹底**しましょう。
- ・職員の健康管理の結果を記録しておきましょう。
- ・マスクの着用を含めた**咳エチケット**を行きましょう。
- ・手洗いや手指消毒を行きましょう。手洗いは「**1 ケア 1 手洗い**」「**ケア前後の手洗い**」が基本になります。
- ・睡眠や栄養を十分にとるなど、感染症に対する**抵抗力の向上**に努めましょう。



2 環境管理

- ・体調がすぐれないときは、出勤を見合わせることや医療機関への受診を勧奨しましょう。また、職員が**休暇を取得しやすい環境や躊躇なく相談できる体制にしておくことも重要**です。
- ・家族に感染症状がある場合、または疑われる場合は管理者に報告し、対応を相談しましょう。
- ・食堂やスタッフルーム等でマスクを外して飲食をする場合は、向かい合って座らず、食事中は会話を控えるようにしましょう。
- ・職場外でも換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に行くことを避ける等の対応を徹底しましょう。
- ・施設内で感染症が発生したときに迅速な感染症対策を実施するため、平時から職員を対象とした研修やシミュレーションを実施しておくことが重要です。

COLUMN 職員の負荷への配慮

感染症対策を行った環境下での作業は、慣れない作業であるとともに、いつも以上に注意力を求められる作業であるため職員が大きなストレスを抱えている可能性があります。そのため、いつも以上に職員のメンタルヘルスについて、職場で注意を払う必要があります。具体的には、職員と管理職との間で定期的なコミュニケーションをとる機会を設けるなど、職員の状態を把握するように努めることが望まれます。



注意

サービスを提供する職員が基礎疾患を有している、あるいは妊娠している場合、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行きましょう。



4. 標準予防策についての正しい知識や方法①

手洗い

手指消毒

咳エチケット

1 手洗いの方法



液体石けんを約2～3mL手にとり、よく泡立てながら、爪、指の間、親指、手首を意識してしっかり60秒間もみ洗いし、さらに15秒間流水で流す。



水を止めるときは手首か肘で止める。蛇口の形状によっては、ペーパータオルをかぶせて栓を締めるのも有効。

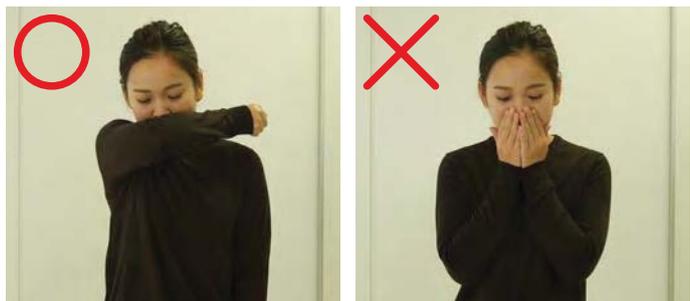
2 手指消毒の方法



消毒用エタノールなどを約3mL手にとり、手洗いと同様に、爪、指の間、親指、手首を忘れずにしっかり擦り込む。

※消毒用エタノールなどのワンプッシュは約2～3mLです。

3 咳エチケットの徹底



咳やくしゃみをする場合に、マスクを着用したり、ハンカチやタオル、ティッシュ等で口と鼻を覆い、飛沫を周りの人に浴びせないようにする。ハンカチやティッシュがない場合は、手のひらではなく、肘の内側（上着の内側や袖）で口と鼻を覆う。

COLUMN 標準予防策とは

ケアなどで接する利用者の感染症の有無にかかわらず、血液、体液、分泌物、嘔吐物、排泄物、傷のある皮膚、粘膜はすべて感染源とみなして予防策をとることを標準予防策（standard precautions: スタンダード・プリコーション）といいます。

これらに接する際は素手で扱うことを避けて手袋をすること、必要に応じてマスクやゴーグル・フェイスシールドをつけること、その際に出たごみも感染性があるものとして注意して扱うこと、手袋を外した後は手洗いやアルコール消毒を丁寧に行うことなどが、感染症予防の基本になります。



4. 標準予防策についての正しい知識や方法②

個人防護具

汚染器具

4 ケアの際は個人防護具を着用する

手洗い、手指消毒、咳エチケットに加え、必要に応じて個人防護具の着用も標準予防策では重要です。

感染しているかどうかにかかわらず、血液や体液、分泌物、嘔吐物、排泄物等を扱う場合、またはこれらに触れる可能性がある場合は手袋を着用しましょう。これらが飛び散る可能性がある場合、例えば**咳がある場合や喀痰吸引を行う場合、利用者に直接的な他害（噛みつき、叩く、頭突き等）行為等の可能性がある場合**などは、エプロン・ガウン、ゴーグル・フェイスシールド、キャップ等も着用しましょう。利用者の状態や特性、ケアの方法などの状況に応じて適切に防護具を選択し、組み合わせて使用します。



個人防護具の着用

5 個人防護具の着脱のしかた

① 着衣の方法



居室の外で、マスク→エプロン・ガウン→ゴーグル・フェイスシールド→キャップ→手袋の順に着用します。すべて着用したら鏡に映したり、他の職員に点検してもらい露出がないか確認しましょう。

② 脱衣の方法



居室内で手袋を外し、手指消毒をしてから→エプロン・ガウン→キャップ→ゴーグル・フェイスシールドの順に外します。すべてを外し終わった後にも手指消毒をします。外した個人防護具は居室内のふた付きのゴミ箱に廃棄します。脱衣の際は個人防護具の表面に触れないように注意します。

- ・マスクや手袋を箱などから取る前には、必ず手指消毒をしましょう。一度箱の中に汚染された手を入れてしまうと、箱全体が汚染されてしまいます。
- ・原則、個人防護具は利用者ごとに交換し、一度着用した個人防護具は破棄しましょう。
- ・個人防護具は周囲を汚染しないよう、ケアが終わったらすぐに外し、着用した状態で出歩かないようにしましょう。
- ・布製のエプロン・ガウンは使用せずに、使い捨てのエプロン・ガウンを使用しましょう。

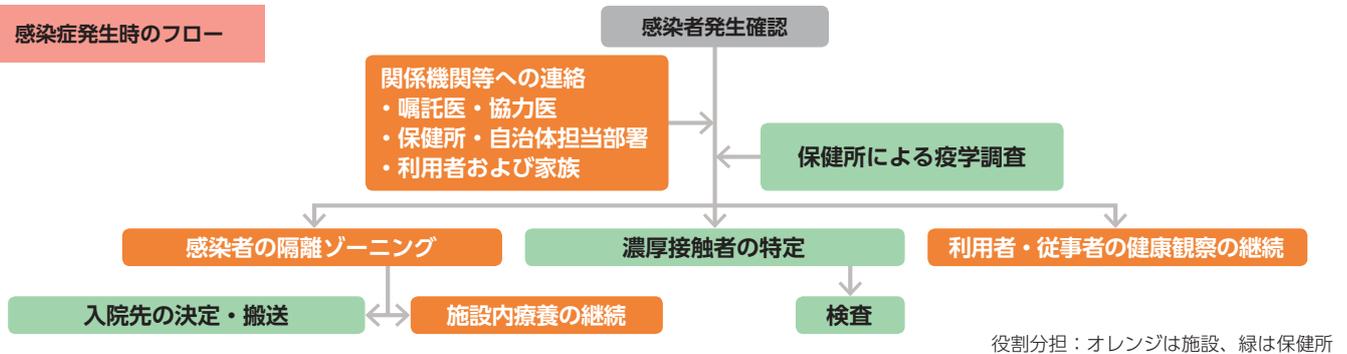
6 汚染器具の取り扱い

- ・器具は利用者ごとに交換し、一度使用した器具は適切に洗浄・消毒します。
- ・体温計等の器具は、可能な限り個人の専用にし、他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで消毒しましょう。



5. 保健所等との連携

感染症発生時のフロー



1 日頃から連携して早期発見・早期対応

- ・感染症の拡大防止には**早期発見・早期対応が重要**です。普段の有症者（発熱、下痢・嘔吐等の胃腸炎症状等）数と比較し、異常が見られた場合には保健所や嘱託医に相談しましょう。地域によって保健所の体制が異なるので、**管轄保健所がどこか、感染症の担当部署名、相談先にすづつながら電話番号などをあらかじめ調べておきましょう。**
- ・保健所には保健師、医師、薬剤師、検査技師など多職種が勤務しており、**感染症発生時だけでなく事前準備での不明点など様々な相談にも対応しています。**
- ・施設内での感染症の発生を疑った時に、**保健所に早く相談することで、地域内の感染症発生や流行の早期探知につなげることができます。**施設からの相談があることで、保健所側も施設内の実態や共通課題が把握でき、それに合わせた対策に反映することができます。

2 疫学調査への協力

- ・感染症発生時には保健所が疫学調査を実施し、感染症発生の状況や動向、原因を明らかにします。
- ・調査の内容は、**1) 患者本人の症状、2) 施設全体の状況把握** ①日時別、フロア・部屋別の発生状況 ②受診状況、診断名、検査結果、治療内容 ③普段の健康観察結果との比較 などです。

3 新型コロナウイルス感染症の疫学調査

保健所が新型コロナウイルス感染症の疫学調査のために施設に提供をお願いするものは次のとおりです。

- ・施設の見取り図（全体図、フロア別に部屋や区分がわかる図）※
- ・利用者数・職員数の一覧表（部門や部屋ごとに定数・利用者数等がわかる表）
- ・日々の利用者名簿・出勤名簿
- ・利用者・職員の日々の健康観察の記録 など

これらを**平常時に準備**しておく、発生時の状況把握と対策の検討が円滑になります。

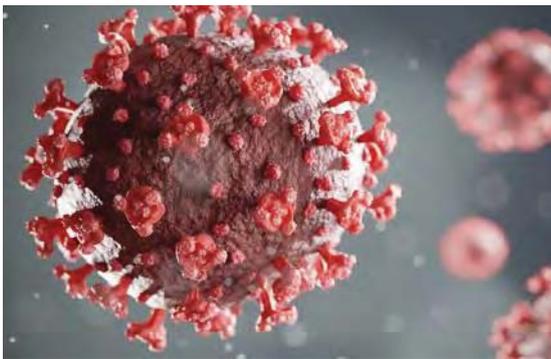
施設内で大規模な検査が必要となった場合、検査場所の提供を求められることがあります。他者との接触を避けられ、十分な換気、清掃・消毒が可能な場所が望ましいため、施設内であらかじめ適切な場所を確保しておきましょう。

※訪問系の事業所については、併設された施設もしくは職員が兼務している場合の事務所がある場合。



1. 新型コロナウイルス感染症の特徴と主な症状

1 特徴



新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化・死亡する人の割合は、年齢によって異なります。

※「重症化する人の割合」は、新型コロナウイルス感染症と診断された症例（無症状を含む）のうち、集中治療室での治療や人工呼吸器等による治療を行った症例、または死亡した症例の割合です。
【出典】厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識（2020年10月時点）

6月以降に診断された人

重症化する人の割合
約 **1.6%**

(50歳代以下で0.3%、60歳代以上で8.5%)

死亡する人の割合
約 **1.0%**

(50歳代以下で0.06%、60歳代以上で5.7%)



注意

高齢者や基礎疾患（慢性呼吸器疾患、糖尿病、心血管疾患など）のある人は重症化や致死率が高くなるため注意が必要です。



ポイント

新型コロナウイルス感染症は、環境中における残存時間がインフルエンザウイルスに比べて長いので、しっかりと環境消毒（多くの人の手が触れるところなど）をすることが重要になります。

2 主な症状

新型コロナウイルス感染症の初期症状はインフルエンザやかぜの症状に似ていますが、いつもの健康状態とは違う多様な症状があることを理解して、利用者の体調の変化に早めに気づくことが大切です。

- 発熱
- 呼吸器症状
(咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など)
- 頭痛
- 倦怠感
- 嗅覚や味覚の異常
など

特に
発熱と呼吸器症状に
注意！

3 重症化する場合

- ・重症化する場合は、**1週間以上の発熱や呼吸器症状**が続き、**息切れなど肺炎に関連した症状**が現れます。その後、呼吸不全が進行し、急性呼吸窮迫症候群（ARDS）、敗血症などを併発する例がみられます。
- ・重症化する例では、**肺炎後の進行が早く、急激に状態が悪化する例が多いため、注意深い観察と迅速な対応**が必要です。

II 新型コロナウイルス感染症対策

📺 動画で確認 <https://www.youtube.com/watch?v=u1EqballPlo>



2. 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策は、他の感染症と同様です。そのため、感染対策には、「感染対策の3つの柱」が基本になります（P4 参照）。

2 感染経路

新型コロナウイルス感染症は「飛沫感染」と「接触感染」が感染経路であるといわれており、咳やくしゃみのない日常会話で感染する可能性があります（P3 参照）。
※なお、エアロゾル（浮遊する微粒子）による感染も指摘されています。

3 基本的な対応

- 基本的な対応を職員だけでなく、利用者、利用者の家族等が協力して実践することが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症は、ウイルスを口や鼻、眼などの粘膜に浴びること（飛沫感染）や、ウイルスのついた手指で口や鼻、眼の粘膜に触れること（接触感染）で感染すると考えられています。職員がケアを行うときは、マスクのほか、手袋、エプロン・ガウン、ゴーグル・フェイスシールド等の个人防护具を着用しましょう。

※換気の悪い環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染すると考えられています。



新型コロナウイルスの対策にはユニバーサルマスク（無症状の人であってもマスクを着用する）が主流です。マスクの適切な着用方法は動画で解説していますので、確認してください。



マスクの着用を含む咳エチケットの徹底

手洗いや手指消毒
共用部分の消毒

3つの密の回避

4 マスクやフェイスシールドの効果

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド
		不織布	布マスク	ウレタン		
吐き出し飛沫量	100%	20%	18～34%	50%*	80%	90%*
吸い込み飛沫量	100%	30%	55～65%*	60～70%*	小さな飛沫に対しては効果なし（エアロゾルは防げない）	

※豊橋技術科学大学による実験値



3. 利用者・家族の不安を和らげるための精神的ケアのポイント

1 正しい情報をわかりやすく伝える

- ・感染症の専門家でない利用者や家族、職員が、新型コロナウイルスに関する**正確な情報を入手することには限度**があります。また、数多くの情報の中から、正しい情報を選別し、理解し、対応することに困難が伴う場合もあります。
- ・恐怖心を過剰にあおるような情報に影響をされないよう、**正しい必要な情報を、利用者やその家族に「わかる言葉」で丁寧に説明することが大事です。「わからない」ことが不安をより大きくしますので、質問されたことにも丁寧に答えましょう。**
- ・近くで感染者が出た時や、**クラスターが起きた時の情報開示は速やかに**行いましょう。曖昧な噂が先行して広まると不安感がより強くなります。できるだけ早く確実な情報を開示することが、利用者・家族の不安を低減することにつながります。信頼関係を維持するためにとっても大事なことです。
- ・情報は日々変化しますので、それに応じて**新たな説明を加えたり、繰り返して話したりする必要**もあります。

2 「できないこと」でなく「工夫してできること」を提案する

- ・感染予防のために今まで自由にできていたことができなくなり、我慢することも増えてきました。「あれもダメ、これもダメ」という行動を制限する日々が続くと、利用者も家族もストレスが溜まり、精神不安などが起きてくる可能性もあります。
- ・相談を受けた時には、何もかも我慢しなくてはならないのではないことを説明し、**「対策、工夫をすることによって可能なこと」を具体的に提案したり一緒に考えたり**するとよいでしょう。

3 ひきこもり、とじこもりの弊害を防ぐ

- ・感染予防のために外出する機会が減ることで、**他者とのコミュニケーションがなくなり、精神的に不安定になったり心身機能が低下**したりすることが懸念されています。
- ・入所施設の場合、家族との面会ができなくなったり、日中活動の減少によって心身機能が低下する心配があります。
- ・職員は、安全を確保したうえで、**意識的にコミュニケーションをとること、利用者・家族の「顔を見る」「声を聞く」対応を増やし、利用者・家族の「社会とのつながり」を維持することが大事です。**



注意

サービスの利用の制限について

入所・通所・訪問等のサービスにおいて、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルスへの感染の懸念を理由に、サービスの利用を制限することは不適切であり、利用者が希望または必要とするサービスを不当に制限することのないように注意してください。

【参考】厚生労働省事務連絡(令和2年3月6日)「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」

【参考】厚生労働省事務連絡(令和2年9月18日)「介護保険施設等における入所(居)者の医療・介護サービス等の利用について」

Ⅲ 類型に応じた感染症対策一通所系

📺 動画で確認 <https://youtu.be/7SG3tR4k5gs>



1. 利用者の健康管理

1 通所時の対応

利用者の健康状態を常に注意深く観察し把握することにより、異常の兆候をできるだけ早く発見することが重要です。特に来所時と退所時の検査・観察が重要となります。

① 検温

送迎時の車に乗る前、**来所時と退所時には必ず検温**を行います。また、在所時にも定期的に検温を行い、記録を残します。



② マスク着用

送迎時の車内はいうまでもなく在所時は、食事やおやつ等の時間でマスクを外す以外は、**常時マスクを着用**します。



③ 手指消毒・手洗い

送迎時の車に乗る前、来所時と退所時、トイレやレクリエーション、食事やおやつ等の前後には必ず**手指消毒・手洗い**を行います。



④ 健康調査等

感染症対策では、日々の健康観察が大切です。**(1) 呼吸困難、倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある人、(2) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く人、(3) 高齢者・基礎疾患がある人・妊婦等の場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等がある人**は、新型コロナウイルスの感染が疑われます。「健康チェックシート」等で来所時に確認するようにします。

●健康チェックシートの参考例

1. 体温を記入してください _____
2. いつもと違う症状がある場合に✓(チェック)を入れてください

<input type="checkbox"/> 食欲がない	<input type="checkbox"/> 咳がでる
<input type="checkbox"/> 息苦しさがある	<input type="checkbox"/> 身体のだるさがある
<input type="checkbox"/> のどに痛みがある	<input type="checkbox"/> においや味がわからない

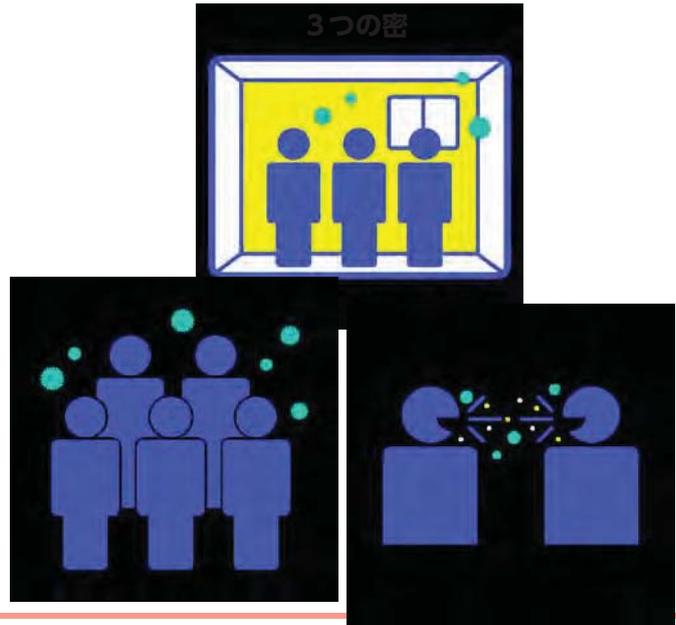
【参考】厚生労働省事務連絡(令和2年10月15日)「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」



2. 日常業務の注意事項

1 基本的な事項

- ・感染拡大防止の観点から、「**3つの密**」（「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を**避ける**必要があります。
- ・食事やレクリエーション等は、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での**実施人数を縮小**しましょう。
- ・定期的な換気、2m以上の距離を確保する等の**利用者同士の距離に配慮**しましょう。
- ・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合の**マスク着用**に努めましょう。
- ・**清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行**を徹底しましょう。



2 送迎時等の対応等

- ・送迎車に乗る前に、利用者・家族または職員が利用者本人の体温を計測し、**発熱や咳などの症状が認められる場合には、利用を断りましょう**。また、日々の健康チェック表などで体温等を記録し、利用できるか判断しましょう。
- ・送迎時には、窓を開ける等、車内の換気に留意します。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒しましょう。
- ・発熱により利用を断った利用者については、相談支援事業所に情報提供します。必要に応じ、居宅介護等訪問系サービスの利用を検討しましょう。

3 事業所内への立ち入り

- ・委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など事業所の**限られた場所**で行うことが望ましく、事業所内に立ち入る場合については、体温を計測し、**発熱が認められる場合には入館を断りましょう**。
- ・業者等の事業所内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう入出記録を徹底しましょう。
- ・面接等の場面では、保護シールドの着用やアクリル板等の設置を心がけましょう。



3. サービス提供時に必要な 感染症防止対策①

地域の流行状況を踏まえ、法人や施設で考えて適切に対応することが大切です。

1 来所時

- ・利用者または職員が利用者の体温を計測し、**発熱が認められる場合には、利用を断りましょう。**また、日々の健康チェック表などで体温等を記録し、利用できるか判断しましょう。

2 日中活動

- ・ADL や生活の質の維持等の観点から、**日中活動等の実施は重要**である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要があります。

3 食事

- ・食事の際は、**座席の間隔を空け、対面を避ける**ようにしましょう。
- ・食事前に**利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施**します。
- ・自動食器洗浄機（80℃ 10分間）による洗浄・乾燥もしくは洗剤による洗浄と熱水処理を行いましょう。



4 排泄の支援等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、**手袋に加え、マスク、使い捨てエプロン・ガウンを着用**します。
- ・感染（疑い）者のおむつ等は、他のゴミと分けてビニール袋に入れるなど感染防止策を実施し、適切に処理しましょう。

※ポータブルトイレを利用する場合の支援も同様とします（使用后ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理）。

5 清拭・入浴の介助等

- ・**感染対策を行って入浴の支援**を行いましょう。
- ・通常のリネンや衣類は分ける必要はありません。洗剤で洗濯した後、しっかり乾燥しましょう。



3. サービス提供時に必要な 感染症防止対策②

6 医療処置

- ・医療処置を行う際には、日頃から行っている標準予防策を踏まえた手順を遵守しましょう。
- ・医療処置を行う前には、必ず手指衛生を行い、感染対策に必要な个人防护具を着用し、ケアを終えるごとに交換します。

7 環境整備

- ・環境消毒を行う場合は、**手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭**します。または次亜塩素酸ナトリウム液等で清拭後、湿式清掃し、乾燥させます。なお、次亜塩素酸ナトリウム液や消毒用エタノールを含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないようにしましょう。
- ・トイレのドアノブや取っ手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行います。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させます。





4. 新型コロナウイルス感染症の感染(疑い)者、濃厚接触者への適切な対応

①職員の場合

- ・職員が感染した場合は、入院または、症状等によって自治体の判断に従います。
- ・保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従います。
- ・利用者やその家族に連絡します。

②利用者の場合

- ・利用者に感染が判明した場合は、原則入院することになります。
- ・保健所により濃厚接触者とされた利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従います。
- ・相談支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを調整して家族等と情報を共有します。
- ・同一事業所の利用者やその家族に状況の報告等必要な連絡をします。
- ・就労支援系事業所では仕事を請け負っている企業等へ、児童の場合は幼稚園、保育所、学校等の併行通園・通学している関係機関への連絡が必要です。

COLUMN 濃厚接触者とは

感染者の感染可能期間（発症2日前～）に接触した人のうち、次の範囲に該当する人が濃厚接触者となる可能性があります。

- ・同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった。
- ・適切な感染防護なしに診察、看護もしくは介護していた。
- ・気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い。

- ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、15分以上の接触があった（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）。

※ 2020年12月時点において濃厚接触者の明確な定義はありません。濃厚接触者であるか否かは保健所が総合的に判断します。

【出典】 国立感染症研究所 感染症疫学センター 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>



令和2年12月

事務連絡
令和2年6月30日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて
(その2)

本年3月から6月にかけて全国的に学校の臨時休業が生じたことを踏まえ、文部科学省から、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」のための学習指導について」が示されたところです。

当該方針を踏まえ、今後、各自治体の教育委員会において、夏季休暇期間等における授業の実施がされることが想定されます。

このことを踏まえ、放課後等デイサービスにおける報酬の取扱いについて「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(その1)」(令和2年6月19日付け事務連絡)の別紙のQ&Aに追記しましたので、御了知いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対し周知をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03-5253-1111（内線3037，3102） FAX：03-3591-8914 E-mail： shougaijishien@mhlw.go.jp
--

障害児通所支援に係るQ & A (2020年6月30日版)

今回追記箇所は赤字下線

はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付け事務連絡)の発出後、令和2年3月に、学校が全国一斉臨時休業をするという状況の中で、放課後等デイサービス等の障害児通所支援についての支給決定、報酬及び人員基準等の柔軟な取扱いを示してきました。
- 「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付事務連絡)では、「地域の感染状況によっては、感染者が発生していない学校であっても臨時休業が行われる場合があること、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について方針が示されていることから、この取扱いは当面、継続すること」としています。
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援に係る人員基準等の柔軟な取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」(令和2年5月27日付け事務連絡)や、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて(4月28日版)」等によりお示してきましたが、放課後等デイサービスに係るQ & Aは、全国的な臨時休業を想定した記載となっており、現時点で想定されにくいQ & Aも見られます。
- そこで、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて(4月28日版)」(以下「旧Q & A」という。)について、これまでの考え方を踏襲しつつ、下記のとおり再編集しました。

記

1 当面継続する柔軟な取扱い

(1) サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等の取扱い

Q1. 当面は、定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能でしょうか。

また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要がありますか。

A 1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、様々な状況が生じることから、新型コロナウイルスに関連した理由から定員を超える児童を受け入れる場合があっても、定員超過減算を適用しない取扱いとしますが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。

受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。

なお、地域の事業所を分散利用させることによって定員超過を回避できるような場合は、自治体の福祉部局が可能な範囲での利用調整を行っていただくようお願いいたします。学校等が臨時休業をするときは、教育委員会等と連携して取り組むようお願いいたします。

※ 旧Q&A（全国的に150%を超える受け入れまで想定されにくいことから再編集。）

Q13. 定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能とのことですが、1日の利用児童数が定員の150%を超えることも差支えないということですか。

A13. 定員の150%を超えて受け入れることもやむを得ないと考えます。受け入れの上限に関しては具体的に定めませんが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。

なお、地域の事業所を分散利用させることによって定員超過を回避できるような場合は、自治体の福祉部局が教育委員会等と連携して可能な範囲での利用調整を行っていただくようお願いいたします。

Q 2. 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算や児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A 2. 含むとして差支えありません。

※ 旧Q&A

Q14. 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A14. 含むとして差支えありません。

Q14-2. 児童発達支援管理責任者欠如減算についても Q14 の取扱いと同様と考えてよいでしょうか。

A14-2. 差支えありません。

(2) その他の加算の取扱い

Q 3. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付事務連絡）の問6で、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することは可能とされていますが、放課後等デイサービス及び児童発達支援の加算で該当するものを具体的にお示し下さい。

A 3. 児童指導員等配置加算、児童指導員等加配加算（Ⅰ、Ⅱ）、看護職員加配加算、福祉専門職員配置等加算が該当します。

※ 旧Q&AのQ15及びA15と同じ。

Q 4. 人工内耳装用児支援加算、家庭連携加算、事業所内相談支援加算、訪問支援特別加算、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、関係機関連携加算及び保育・教育等移行支援加算は、算定要件に示す内容を実施しないと算定できませんが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 4. 食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算及び送迎加算は、特例的な取扱いはありません。なお、電話等による代替的な支援を行ったときは欠席時対応加算の算定はできません。

人工内耳装用児支援加算は代替的な支援を行った場合であっても算定可能です。

家庭連携加算、事業所内相談支援加算及び訪問支援特別加算は、障害児及びその家族等に対する相談援助を行うこと等を要件としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、電話等の代替的な支援により基本報酬の算定も可能としているところ、家庭連携加算及び訪問支援特別加算についても、訪問ではなく電話等による実施も可能です。

通所による支援を電話等により代替的に実施する場合、家庭連携加算、事業所内相談支援加算及び訪問支援特別加算の算定要件としての相談援助等と混在することが想定されますが、このような場合、基本報酬とこれら加算のいずれも算定可能です。ただし、これらの加算の他の算定要件は満たす必要があるため、個別支援計画で家庭への相談援助等が必要であることや、月の算定回数の上限がある点は留意してください。

家庭連携加算は、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行うこと等を要件としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、電話等による代替的な方法で相談援助を実施することも可能です。なお、この取扱いは、従来から個別支援計画で、居宅等を訪問して相談援助を実施することを位置づけている場合に限るもので、従来から事業所内相談支援加算を算定している場合に、電話等による相談援助を行った場合も家庭連携加算を認めるものではありません。

医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）は、医療機関等との連携により障害児に対して看護等を行うこと等を要件としていますが、看護職員等が障害児の居宅を訪問して支援を行う場合であっても、その他の要件を満たす場合は本加算を算定可能です。また、医療連携体制加算（Ⅲ）については、ICT 機器を用いるなどして、障害児の居宅を訪問した認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合も算定可能とします。医療連携体制加算（Ⅲ）以外については、ICT 機器等を用いても看護等を行うことはできないため、算定はできません。

関係機関連携加算は、特例的な取扱いはありません。なお、従来から skype 等を活用した対面以外での会議の実施も妨げてはいません。

保育・教育等移行支援加算は、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行うこと等を要件としていますが、本加算は児童発達支援等の事業所を退所し、保育所等に通うことになった児童を対象として実施するもので、実際の児童の様子等を見て評価することが重要であることを鑑み、電話等による方法での算定はできません。

ただし、退所後 30 日以降に居宅等を訪問して相談援助を行った場合は算定可能です。

※ 旧 Q & A の Q15-2 及び A15-2 と同じ

Q 5. 看護職員加配加算、栄養士配置加算、特別支援加算、強度行動障害児支援加算及び延長支援加算については、体制の届出に加え、実際に児童に支援を行うことが算定要件となっていますが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 5. 栄養士配置加算、特別支援加算及び強度行動障害児支援加算については、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、看護職員等の算定要件となる職員が不在のときに算定要件ではない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合は算定可能です。このとき、栄養士配置加算については通所により実際に食事提供がされない場合は算定できませんが、その他の加算については、代替的な支援の場合でも算定可能です。

延長支援加算については、A20 のとおり届出がされていない場合も柔軟な運用をお願いするところですが、8時間以上の営業時間において支援を行う等のその他の要件については、特例的な取扱いはありません。

なお、事業所を縮小し、一部の児童は通所により8時間以上の営業時間で支援を行い、一部の児童は営業時間外に電話等による代替的な支援をすることも考えられます。このような場合は要件を満たすものとして算定可能です。ただし、通所による8時間以上の営業時間における支援をしておらず、電話等による代替的な支援のみを行っている場合は算定できません。

※ 旧Q&AのQ15-3 及びA15-3 と同じ

Q6. 個別支援計画未作成減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算、身体拘束廃止未実施減算についてはどのように取り扱うべきでしょうか。

A6. 個別支援計画未作成減算については、令和2年1月以前から減算に該当する要件が生じている場合、その状況が解消されるまで減算するものとします。ただし、2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、個別支援計画の作成が困難となっている児童がいるため、新たに個別支援計画未作成減算の要件に該当した場合は、本減算を算定しないものとします。

自己評価結果等未公表減算については、令和2年1月以前から減算に該当する要件が生じている場合、その状況が解消されるまで減算になります。ただし、自己評価はおおむね1年に1回は実施することとしているところ、実施時期が2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、自己評価が困難となっている場合は、本減算を算定しないものとします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、開所時間を縮小している場合、開所時間減算は算定しないものとします。

身体拘束廃止未実施減算については、特例的な取扱いはありません。

※ 旧Q&AのQ15-4 及びA15-4 と同じ

Q7. 国民健康保険団体連合会に請求や審査を委託している場合で、加算や減算の特例的な扱いをする上で留意すべきことはありますか。

A7. 以下の加算については、臨時的な対応として、以下のとおり請求してください。

- ① 訪問支援特別加算を基本報酬と同日に算定する。
- ② 保育・教育等移行支援加算の「移行日」と「移行後算定日」を30日より離れた日付で算定する。

①については、提供実績記録票には、基本報酬を算定する日として入力し、該当日付の備考欄に、「訪問支援特別加算の算定要件を満たす相談援助の開始時間及び終了時間」を入力し、請求するようにしてください。

②については、支援を実施後に当初支援を予定していたサービス提供年月で請求してください。

なお、「移行日」には実際に移行した日を記入していただき、「移行後算定日」には「移行日」から 30 日以内の当初支援を予定していた日付を記入してください。その上で、請求明細書の摘要欄には実際の「移行後算定日」を記入するようにしてください。

例： 4/10 に移行。5/1 に支援予定。実際に支援したのは 6/30。この場合、「移行日」に 4/10。「移行後算定日」に 5/1。摘要欄には 6/30 を記入。

なお、本回答は公益社団法人国民健康保険中央会と協議済みであることを申し添えます。

※ 旧 Q & A の Q15-5 及び A15-5 と同じ

(3) 代替的な支援の取扱い

Q 8. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（令和 2 年 2 月 20 日付け事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（その 3）（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）における「できる限りの支援」とは、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A 8. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

保育所等訪問支援については、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、通常のと時の利用回数を限度として、新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合、居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差支えないものとします。

なお、障害児通所支援事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなる

ことから重要です。また、当該児童の円滑な通所等の再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっただけのよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

また、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

※ 旧Q&A（できる限りの支援について、保育所等訪問支援でも居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法が含まれることを明示。）

Q16 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、都道府県等の要請を受けて臨時休業している事業所であっても、居宅等においてできる限りの支援の提供を行ったと認められる場合は報酬の対象とすることができるということですか。

A16. お見込みのとおりです。また、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。

こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

Q17. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡）」によると、「児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。」とありますが、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A17. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、電話

その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

なお、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっただけできるよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

Q19. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、新型コロナウイルス感染症対応のための臨時的な取り扱いとして、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬算定が可能とされていますが、保育所等訪問は事業の性質上、訪問先が休業している場合に同等のサービスを提供することは困難です。

たとえば居宅等を訪問して直接支援を行ったことをもって保育所等訪問支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A19. 従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差支えないものとします。

Q9. Q8における「電話その他の方法」として、メールやLINE等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

A9. A8のとおり、障害児通所支援が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等（A8に示す方法）で行うことが望ましいと考えます。

一方で、放課後等デイサービス事業所における支援の状況を鑑み、放課後等デイサービスについては、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

以上のような内容について、保護者や児童への相談や、適宜個々に配慮した助言を行う。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

※ 旧Q&A (できる限りの支援として、電話その他の方法は障害児通所支援全般が対象だが、メールやLINE等は放課後等デイサービスのみの取扱いである点を明示。)

Q17-2. Q17における「電話その他の方法」として、メールやLINE等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

A17-2. A17のとおり、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等(A16に示す方法)で行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

以上のような内容について、保護者や児童への相談や、適宜個々に配慮した助言を行う。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

Q10. メール等によるやりとりは日をまたぐ場合も想定されます。この場合の報酬の算定はどのようにすれば良いでしょうか。

A10. メール等による支援に対する一連のやりとりをもって、支援の提供がなされたものと考えますので、日をまたいで保護者等から応答があっても、1日の報酬として算定してください。事業所からの再度のメール等が翌日以降になったとしても、当初の支援に付随する単なる挨拶のやりとりなどは、2日目の報酬としては認められません。(1日目にのみ報酬として算定。)

なお、メール等による支援の報酬の算定日は、支援のやりとりを開始した日としてください。

※ 旧Q&AのQ17-3と同じ

Q11. 利用者から、通常のサービスが提供されない状況で利用者負担をすることに抵抗があり、児童や保護者への継続的な支援が困難となっていますが、利用者負担への支援等はありませんか。

A11. 代替的な支援を行ったときにも利用者負担が発生することになりますので、Q8のとおり、まず、代替的な支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明が必要になります。

A9にも記したように代替的な支援は、普段の通所によるサービスとは異なった、かつ、様々な形態があることや児童の発達にとって重要であることに鑑み、児童と保護者への継続的な支援が一層取り組まれるように、放課後等デイサービスに係る代替的な支援に係る利用者負担について、市町村が利用者に代わって事

業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助することなどを内容とした事業（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」）を令和2年度第1次補正予算に計上しています。

また、令和2年度第2次補正予算においても、代替的支援に係る利用者負担について、市町村が利用者に代わって事業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助する事業（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの代替的支援事業」）を計上したところです。

※ 旧Q&A

Q17-4. 利用者から、通常のサービスが提供されない状況で利用者負担をすることに抵抗があり、児童や保護者への継続的な支援が困難となっているが、利用者負担への支援等はないのか。

A17-4. 代替的な支援を行ったときにも利用者負担が発生することになりますので、Q16のとおり、まず、代替的な支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明が必要になります。

A17-2にも記したように代替的な支援は、普段の通所によるサービスとは異なった、かつ、様々な形態があることや児童の発達にとって重要であることに鑑み、児童と保護者への継続的な支援が一層取り込まれるように、代替的な支援に係る利用者負担について、市町村が利用者に代わって事業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助する事業（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」）を、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、令和2年度補正予算案として計上することとしています。

補正予算が成立された後、詳細は別途お知らせします。

Q12. 放課後等デイサービスの通常の支援の提供に代えて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、放課後等デイサービスではなく居宅訪問型児童発達支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A12. 居宅訪問型児童発達支援事業所として指定を受けていなければ、居宅訪問型児童発達支援としての報酬を算定することはできません。

なお、新型コロナウイルス感染症のために居宅訪問型児童発達支援を利用する必要が生じる障害児が増加することが想定されることから、そうした児童から居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の希望があった場合には、本Q&AのQ14、Q16等を参考に、支給決定等における柔軟な取扱いの配慮をお願いいたします。

※ 旧Q&A

Q19-5. 放課後等デイサービスの通常の支援の提供に代えて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、放課後等デイサービスではなく居宅訪問型

児童発達支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A19-5. なお、新型コロナウイルス感染症のために居宅訪問型児童発達支援を利用する必要がある障害児が増加することが想定されることから、そうした児童から居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の希望があった場合には、本Q&AのQ2、Q3、Q6等を参考に、支給決定等における柔軟な取り扱いの配慮をお願いいたします。

(4) 支給決定その他の取扱い

Q13. 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、学校等が臨時休業することがあります。このようなとき、家庭の状況等によっては障害児通所支援の利用ニーズが増大することも想定されますが、支給決定（支給量の変更を含む。以下同じ。）に当たっての判断基準はありますか。

A13. 新型コロナウイルスの感染が拡大した地域において学校等が臨時休業する場合の放課後等デイサービス及び児童発達支援の運営に係る考え方は、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年4月2日付け事務連絡）にお示ししており、その他の障害児通所支援についてもこの内容を踏まえた対応をお願いします。

当該事務連絡では、必要な者に支援が提供されないということがないようにしていただくことを求めており、様々な事情により自宅等で1人で過ごすことができない児童の居場所づくり等の観点も含め、柔軟に支給決定を行っていただきますようお願いいたします。

※ 旧Q&A（学校の一斉臨時休業を念頭に置いたQ&Aのため再編集。）

Q1. 今般の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用ニーズが増大することが想定されますが、支給決定（支給量の変更を含む。以下同じ）に当たっての判断基準はありますか。

A1. 今般の放課後等デイサービスの開所要請は、様々な事情により自宅等で1人で過ごすことができない児童の居場所づくりとしての性質を持つものです。

支給決定に当たっては、今般の措置が2月28日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」の「1 保健管理に関すること」にある考え方を前提としつつ、自宅で1人で過ごすことが困難な児童もいることが考えられることから実施することとしたことを念頭に置き、支給決定の決定を行っていただきますようお願いいたします。

2月28日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（抄）
（保健管理に関すること）

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための臨時休業であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

Q14. 学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、支給決定の支給量を超えて、障害児通所支援を利用する必要がある場合、支給量を超えて利用することは可能ですか。

A14. 可能です。児童福祉法第21条の5の8第2項に、市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考としてください。

また、学校が臨時休業をするなど、市町村内で多くの障害児が支給量を超えて利用する必要がある場合は、市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとしていただいて差支えありません。

なお、緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

※ 旧Q&A

Q3. 支給決定の支給量を超えて、放課後等デイサービスを利用することは可能ですか。

A3. 可能です。またその際、市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとしていただいて差支えありません。

緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

なお、児童福祉法第21条の5の8第2項に、市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考としてください。

Q15. 学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、障害児通所支援を利用する必要がある場合、事業所と契約を結んでいない児童の受け入れを可としても構いませんか。

契約事業所と同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合はどうですか。

A15. 指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただく取扱いとして差支えありません。

また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、手続きに支障がなくなったときは、速やかに契約を結んでいただきますようお願いいたします。

※ 旧Q&A

Q 5. 事業所と契約を結んでいない児童の受け入れを可としても構いませんか。

契約事業所と同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合はどうですか。

A 5. 今般の措置に伴う社会的な要請の高さに鑑み、指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただき取扱いとして差支えありません。

Q16. 学校等が臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、指定申請上のサービス提供日やサービス提供時間を変更する必要があるとき、運営規定等の変更をせずサービス提供することは可能ですか。

A 16. 本来は運営規程等を変更する必要がありますが、必要な届け出を事後的に行うことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。

ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。

※ 旧Q&A

Q 6. 指定申請上のサービス提供日やサービス提供時間を変更してサービス提供することは可能ですか。

A 6. 本来は運営規程等を変更する必要がありますが、必要な届け出を事後的に行うことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。

ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。

Q17. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A 17. 可能として差支えありません。柔軟なサービス提供が可能となるよう、必要な届け出を省略することも差し支えありません。

※ 旧Q&A

Q 7. あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A 7. 可能として差支えありません。柔軟なサービス提供が可能となるよう、必要な届け出を省略することも差し支えありません。

Q18. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、指定申請時に届け出ていた職員が同一法人内で別事業所へ出勤したり、急遽新たな職員を雇用して支援を行う場合、体制届等の変更を省略してもよい取扱いにしても差支えありませんか。

A18. 指定権者の裁量において、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため緊急の対応が必要なときは、本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいても差支えありません。

※ 旧Q&A

Q8. 指定申請時に届け出ていた職員が同一法人内で別事業所へ出勤したり、急遽新たな職員を雇用して支援を行う場合、体制届等の変更を省略してもよい取扱いにしても差支えありませんか。

A8. 指定権者の裁量において、今般の緊急対応に当たって本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいても差支えありません。

Q19. 学校等が臨時休業するなどして長時間の支援が必要となったとき、事業所の受入体制で午前のみ、又は午後のみしか受入ができない場合に、1人の児童が午前と午後にそれぞれ1か所ずつ、1日に2カ所の事業所を利用することができますか。

A19. やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。

事業所間の調整に当たっては、上限額管理事業者において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないよう都道府県等による周知をお願いします。

なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。

※ 旧Q&A

Q9. 事業所の受入体制で午前のみ、又は午後のみしか受入ができない場合に、1人の児童が午前と午後にそれぞれ1か所ずつ、1日に2カ所の事業所を利用することができますか。

A9. やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。

事業所間の調整に当たっては、上限額管理事業者において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないよう都道府県等による周知をお願いします。

なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。

Q20. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A20. 指定権者の裁量において、学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、緊急の必要があるときに、本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。このとき、指定権者においては、指定事業所の台帳情報を更新して加算算定可能にしておく必要がある点に御留意ください。

特に、学校が臨時休業をする地域では、通常の営業時間と異なる時間のサービス提供を行うケースが多くなると考えられることから、延長支援加算の適用についてはご配慮ください。

※ 旧Q&A

Q10. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A10. 指定権者の裁量において、今般の緊急対応に当たって本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。このとき、指定権者においては、指定事業所の台帳情報を更新して加算算定可能にしておく必要がある点に御留意ください。

特に、今般の緊急措置では、通常の営業時間と異なる時間のサービス提供を行うケースが多くなると考えられることから、延長支援加算の適用についてはご配慮ください。

2 学校等が臨時休業するときの柔軟な取扱い

Q21. 「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付け事務連絡）における学校休業日単価の取扱いの適用の終了の日以降、再度、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、学校が臨時休業を行う場合、当該学校に通う児童が利用する放課後等デイサービス事業所は、学校休業日単価を適用することとしてよいでしょうか。

A21. 差し支えありません。なお、この場合の学校休業日単価の取扱いは、学校が臨時休業を開始した日から適用することになります。

Q22. 学校休業日単価となることにより、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が発生しますが、通常どおり適用しますか。

A22. 開所時間減算については基本的に通常どおり適用されるべきですが、職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、市町村の判断により開所時間減算を適用しない取扱いを適用しても差し支えありません。

※ 旧Q&A

Q11. 休業日報酬となることにより、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が発生しますが、通常どおり適用しますか。

A11. 開所時間減算については基本的に通常どおり適用されるべきですが、職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、令和2年度の学校の開始までの間は、市町村の判断により開所時間減算を適用しない取扱いを適用しても差し支えありません。

Q23. 学校が分散登校になったときの学校休業日単価の取扱いは、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月15日付け事務連絡）や「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付け事務連絡）等のとおりでしょうか。

A23. 貴見のとおりとなります。

※ 旧Q&AのQ12に相当。学校の一斉臨時休業を念頭においたQ&Aであったため、また、分散登校の取扱いを新たに示したため、再編集。

※ 旧Q&A（学校の一斉臨時休業を念頭に置いたQ&Aのため、5月に新たに示した分散登校の取扱いを踏まえ、再編集。

Q12. 休業となった学校が、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（2月28日文部科学事務次官通知）」に基づき必要最小限の人数に絞って登校させ、その後、放課後等デイサービスを利用した場合、基本報酬は授業終了後と休業日のどちらとして扱いますか。

また、休業となった学校において、卒業式などの特定の行事の参加者のみ登校可能となった場合の取扱いはどうなりますか。

A12. 教育委員会が当該日を学校休業日として定めていたならば、必要最小限の人数に絞って登校させた場合や、特定の行事の参加者のみ登校可能とした場合であっても、学校休業日として報酬を請求してください。

Q24. 学校の臨時休業に伴いサービス利用量が増加したことにより、保護者の利用料が増えたことに対する公的支援はありますか。

A24. 令和2年度第1次補正予算で、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」を計上しています。

本事業は、都道府県等の判断により、特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用の増加が見込まれることから、追加的に生じた以下の①から④のサービス提供に係る利用者負担について市町村が補助する場合に、かかる経費の2分の1を国庫補助することなどを内容としています。

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

※ 旧Q&A

Q10-2. 学校の臨時休業に伴いサービス利用量が増加したことにより、保護者の利用料が増えたことに対する公的支援はありますか。

A10-2. 3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」に基づき、学校の一斉臨時休業により、3月2日から春休みの開始までの間の放課後等デイサービス利用量が増加したことに伴う利用料の増加額相当について、全額国庫補助することとしています。

具体的には、以下に該当する利用者負担です。

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分

- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

本補助の円滑な実施のため、都道府県等は、管内事業所に対し、3月サービス提供分について、あらかじめ事業者にも、上記①～④の経費に係る児童ごとに切り分けを依頼してください。（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業」の補助対象経費の切り分け計算シートの提供について（令和2年3月30日付け事務連絡）においてお示しした計算シートを御活用ください。）

また、保護者に3月分の利用料を請求する際には、学校臨時休業がなかった場合の利用料（一般的には、当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料）のみを請求していただき、保護者の負担感軽減に配慮した取扱いとしていただけますようお願いいたします。

Q10-3. 保護者の利用料が増えたことに対する公的支援は、4月以降も継続するのでしょうか。

A10-3. 4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」を令和2年度補正予算案として計上することとしています。

本事業は、都道府県等の判断により、特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用の増加が見込まれることから、追加的に生じた以下の①から④のサービス提供に係る利用者負担について市町村が補助する場合に、かかる経費の2分の1を国庫補助することなどを内容としています。

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

本事業により、利用者負担の増加分については3月に引き続き支援ができますが、都道府県及び市町村の負担が生じる点に御留意ください。補正予算が成立された後、詳細は別途お知らせします。

Q25. 学校の臨時休業に伴い、放課後等デイサービス事業所の人員配置等が整わない中で、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童を含め、児童の受け入れが求められる場合も想定されますが、人員配置等が整っていないことを理由に、受け入れる児童の数を少なくしたり、事業を休業することができますか。

A25. 可能です。

※ 旧Q&A（2段落目以降は学校の全国一斉臨時休業時を想定した記載のため再編集。）

Q20. 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

また、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童について、受け入れ態勢が整っていないことを理由に受け入れを拒否することができますか。

それらのいずれでもないが、受入れのための職員体制が整っていないと考えられる場合はどうですか。

A20. 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示ししているとおり、風邪の症状や37.5度以上の発熱、その他強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの新型コロナウイルス感染症のおそれがある症状がある児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

それ以外の場合については、原則として受入れていただきたいと考えますが、児童の安全や支援の質の担保が十分に確保できないおそれがあると事業所が判断した場合には、やむを得ず受入れをお断りすることもあり得ると考えます。

3 その他

Q26. 今後、地域の感染が拡大した場合や、緊急事態宣言が出された場合も開所をした方がよいのでしょうか。

A26. 緊急事態宣言が出された地域における障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）により示しています。感染が拡大した場合も含め、当該事務連絡に十分留意の上で御対応をお願いします。

※ 旧Q&A

Q4-2. 緊急事態宣言が出された場合も開所をした方がよいのでしょうか。

A4-2. 緊急事態宣言が出された地域においては、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を十分留意の上で御対応をお願いします。

Q27. 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

A27. 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示しているとおり、体調が悪い児童については受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

判断の目安としては「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日付け事務連絡）の以下の内容を参考にしてください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

※ 旧Q&A

Q20. 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

また、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童について、受け入れ態勢が整っていないことを理由に受け入れを拒否することができますか。

それらのいずれでもないが、受入れのための職員体制が整っていないと考えられる場合はどうですか。

A20. 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示ししているとおり、風邪の症状や37.5度以上の発熱、その他強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの新型コロナウイルス感染症のおそれがある症状がある児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

それ以外の場合については、原則として受入れていただきたいと考えますが、児童の安全や支援の質の担保が十分に確保できないおそれがあると事業所が判断した場合には、やむを得ず受入れをお断りすることもあり得ると考えます。

Q28. 新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば学校が夏季休業等の長期休業になる期間において、学びの保障のために授業を行う場合があります。この場合、授業終了後に放課後等デイサービスを利用するときは授業終了後の単価を適用することとしてよいでしょうか。

また、事業所によっては、授業が無い児童と、授業終了後に利用する児童が混在することが想定されますが、その場合には、学校休業日単価を適用することとしてよいでしょうか。

A28. 新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば長期休業になる期間において、学校が授業を実施する場合、その実施日や授業時間は各市町村の教育委員会又は学校ごとに決めることになると承知しています。これにより、学校の授業が無い児童と、授業終了後に利用する児童が混在することが想定されます。

このように、学校の授業がない児童と、夏季休業期間中の授業終了後に利用する児童が混在する場合でも、地域ごとに定められた夏季休業期間であれば、学校休業日単価を適用することとします。

また、異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって違っている場合には、今般の新型コロナウイルス感染症の影響への対応の観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとします。

なお、この場合は特別支援学校等の臨時休業に伴う対応ではないことから、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象とはなりませんので、ご注意ください。

なお、旧Q & Aに掲載されていたものの、本Q & Aで削除したQ & Aは以下のとおりになります。

- ・ Q 2（現時点で取扱いを示す必要がないため削除。）
- ・ Q 4（学校の一斉臨時休業時の要請に係るQ & Aのため削除。）
- ・ Q 18（学校の一斉臨時休業時に即した様式のため削除。）

※ 旧Q & A

Q 2. 障害児支援の支給決定を受けていない児童が放課後等デイサービスを利用する場合、通常どおり支給申請を行う必要がありますか。

A 2. 児童福祉法第 21 条の 5 の 4 に定める特例障害児通所給付費の制度により支給決定を行うことが可能です。

（参考）障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和元年 7 月 1 日）

第 4 特例障害児通所給付費等 I 特例障害児通所給付費等

Q 4. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和 2 年 2 月 27 日事務連絡）」によると、「開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること」とありますが、具体的に何時間以上の開所を求めるべきですか。

A 4. 具体的な定めはありませんが、今般の取扱いは、自宅等で 1 人で過ごすことができない児童の受け皿としての開所であることを鑑み、感染の予防に留意した上で、可能な限り長時間の開所をするよう要請をお願いします。

Q 18. 事業所における受入可能人数等の情報を、教育委員会や福祉部局で把握できていません。どのように対応すればよろしいですか。

A 18. 学校の臨時休業時における事業所の対応状況について、一部自治体では事前照会を行って把握していますので、参考例として別添調査票を紹介します。

事務連絡
令和2年10月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（一部改正）

社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

このため、感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下「4月7日付事務連絡」という。）等において示しているところです。

今般、4月7日付事務連絡の別紙を一部改正し、別紙のとおり示しますので、必要な対応を行うとともに、管内の施設・事業所に対しての周知をお願いします。なお、4月7日付事務連絡からの改正部分を別添参考として添付します。

社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における
感染防止に向けた対応について

1. 感染防止に向けた取組

感染防止に向けた取組を徹底する観点からは、日頃から以下のような感染防止に向けた取組を行うことが重要である。

(1) 施設等における取組

(感染症対策の再徹底)

- 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした者等の記録を準備しておくこと。
- 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。
- 厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact-Confirming Application）」について、本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記URLに掲載されている資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行うこと。業者等の施設内に入出入りする者にも周知を行うことが望ましい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(面会、外出)

- 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

(施設への立ち入り)

- 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測して

もらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

- 業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。

(2) 職員の取組

(感染対策の再徹底)

- 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、対策を徹底すること。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合には、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。
該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。
ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。
- 発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和 2 年 5 月 11 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえて適切に対応すること。
- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにすること。
- 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

(3) ケア等の実施に当たっての取組

(基本的な事項)

- 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があること等から、以下に留意し実施すること。
 - ・ 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
 - ・ 定期的に換気を行う。
 - ・ 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。
 - ・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
 - ・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
 - ・ 職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。

（送迎時等の対応等）

- 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。
- 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じて、訪問介護等の提供を検討する。
- 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

（リハビリテーション等の実施の際の留意点）

- 社会福祉施設等においては、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、基本的事項における「3つの密」を避ける取組を踏まえ実施すること。

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組

社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底する。

なお、特段の記載（【 】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者^{*}が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」:

社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者）、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

(1) 情報共有・報告等の実施

○ 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

○ また、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。

【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。】

(2) 消毒・清掃等の実施

○ 新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿

式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

(3) 積極的疫学調査への協力

- 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。

【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定すること。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

特定した利用者については、居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。】

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

- 感染者については、以下の対応を行う。

ア 職員の場合の対応

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなること。

【感染が疑われる職員については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

イ 利用者の場合の対応

利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院

することとなること。

【感染が疑われる利用者については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

(5) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

○ 濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

ア 職員の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

【なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。】

イ 利用者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行う。

- ・ 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。
- ・ なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

利用者の状況に応じた対応について（通所系・短期入所）

1. 感染防止に向けた取組

<p>(1)施設等における取組</p>	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入入りした者の記録等を準備 <p>(施設への立ち入り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録
<p>(2)職員の取組</p>	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
<p>(3)ケア等の実施時の取組</p>	<p>(基本的な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底 <p>(送迎時等の対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る ○ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒 ○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討 ○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める <p>(リハビリテーション等の実施の際の留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

通所系等

	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調査への 協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断 	
感染が疑われる者	施設等が判断 <ul style="list-style-type: none"> 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける 速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 		<ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける 	
濃厚接触者	保健所が特定 <ul style="list-style-type: none"> 感染者と同居・長時間接触 適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 感染者の気道分泌液等に直接接触 手で触れることの出発点として、患者と15分以上の接触 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確認
感染が疑われる者の濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 <ul style="list-style-type: none"> 「感染が疑われる者」と同居・長時間接触 適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 手で触れることの出発点として、必要ない感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ 発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応

こ障福第 1177 号
令和 2 年 7 月 16 日

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

横浜市立学校において新型コロナウイルスが発生した場合の対応について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

横浜市の放課後等デイサービスにおいて、関係者に感染者等が発生した場合の取扱いについては、「令和 2 年 4 月 17 日付こ障福第 279 号 横浜市内の放課後等デイサービス等における感染拡大防止のための留意点について」において整理しているところです。

今般、横浜市立学校の関係者が新型コロナウイルス陽性となった場合の対応等について教育委員会事務局から連絡がありましたので、対応等について通知します。

1 横浜市立学校の基本的な対応について

横浜市立学校で児童や教職員等の感染が確認された場合は、区福祉保健センターにより濃厚接触者等が特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する場合があります。

また、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、教育委員会事務局は学級単位又は学校全体の臨時休業とする場合があります。

なお、横浜市立学校の学校休業日において、新型コロナウイルス感染者が確認された場合、保健所の調査やその後の対応を決定するため、当日予定している下校時間を早めることがあります。

2 放課後等デイサービスの対応について

(1) 当該休校学校の利用児童について

各学校で感染者が発生した場合、保健所が濃厚接触者を特定するまでに数日程度時間がかかる場合があります。

各学校において濃厚接触者が特定されるまでの間については、児童本人等に発熱等の症状がみられない場合は強制的に利用を停止することはできません。ただし、感染拡大防止の観点から自主的に利用を自粛できないか保護者と相談してください。また、その際には各事業所において、別室でサービス提供を行う等の感染拡大防止に留意したサービス提供の実施が可能かどうかを検討してください。

また、真にやむを得ない理由で利用を継続する場合については、感染拡大防止に留意の上サービス提供をお願いします。

(2) 事業所継続の判断について

原則、各事業所において、休業について判断することとなりますが、利用児童の学校が休校したことをもって、事業所を休業する必要はありません。

以下、4月17日付通知と同じ取り扱いとなりますが、

利用児童が感染者となった場合は、感染拡大防止の観点から、原則、事業所の自主休業をお願いします。

また、利用者等が保健所から濃厚接触者と特定された場合は、その利用者等に自宅待機をお願いするとともに、継続して利用する児童等の健康管理に十分留意したうえで、事業所を継続、または、自主休業としてください。

利用者等の同居家族が感染者となった場合、多くの場合、利用者等は濃厚接触者または感染者となることが想定されることから、利用者等の検査の有無や、結果が確認等されるまでの間は、事業所の自主休業が望ましいと考えます。

また、児童の保護者や職員の同居の家族が濃厚接触者となった場合、児童本人等に発熱等の症状がみられない場合は、利用を停止することはできませんが、保護者と相談の上、感染拡大防止の観点から自主的に利用を自粛できないか保護者と相談してください。

3 情報共有報告の実施

利用児童の学校において、感染者が発生し、休校したことをもって、保健所（区福祉保健課）や障害児福祉保健課に連絡する必要はありません。

利用者等に、感染が疑われる者、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われるものが発生した場合、事業所は保健所（区福祉保健課）に報告のうえ、障害児福祉保健課に報告をお願いします。対応については保健所の指示に従ってください。

感染者及び濃厚接触者については保健所が特定します。感染者及び濃厚接触者と特定された旨、利用者等から申し出があった場合は、同様に保健所の指示に従ってください。

なお、感染した児童の個人情報保護等の観点から、学校、学年や学級については原則公表されないため、学校や当課にお問い合わせいただいてもお答えできませんので、ご理解ください。

4 情報管理について

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる学校の臨時休業の連絡等が保護者等からあった場合、学校名等は原則公表されないことから、情報管理に十分留意し、不必要に情報を拡散しないようにしてください。

なお、各事業所において、併用する他の放課後等デイサービス等に連絡する必要がある場合は、感染者等の人権に配慮し、保護者の同意を得たうえで、連絡するようにしてください。

5 その他

各事業所において、新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生した場合の取り組みについては、令和2年4月7日に厚生労働省が発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」並びに、「令和2年4月17日付こ障福第279号 横浜市内の放課後等デイサービス等における感染拡大防止のための留意点について」に基づき対応をお願いします。なお、横浜市保健所から指示のある場合は、その指示を優先することとします。

問合せ先

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-6671-4274

FAX：045-663-2304

こ障福第 279 号
令和 2 年 4 月 17 日

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

横浜市内の放課後等デイサービス等における感染拡大防止のための留意点について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取り組みについては、感染者が発生した場合の留意点も含めて、令和 2 年 4 月 7 日に国が発出した事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」に整理されているところです。

横浜市の放課後等デイサービスにおいても関係者に感染者等が発生し、事業所を休業する事例が発生しています。このことなどを踏まえ、感染者等が発生した場合について、問い合わせの多い事項について、横浜市内の取り扱いを以下の通り補足いたします。

各事業所における感染防止のに向けた取組が重要となるため、必ず国の事務連絡について、再度確認と感染防止の取り組みの徹底をお願いします。

I 基本的な対応について

令和 2 年 4 月 7 日に厚生労働省が発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」について、原則、横浜市においても同様の取り扱いとします。なお、横浜市保健所から指示のある場合は、その指示を優先することとします。

II 新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生した場合の取り組み

放課後等デイサービス等の利用児童本人及び職員等（以下「利用者等」という）に新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生した場合は、感染拡大防止の観点から以下の取り組みをお願いします。なお、本文中の表記については、以下のとおりとします。

感染者	医療機関が特定する PCR 検査陽性の者
感染が疑われる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が判断する、放課後等デイサービスの利用児童本人または職員等であって、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については 2 日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者 ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者 ・ PCR 陽性等診断が確定するまでの間の者。
濃厚接触者	保健所が特定する感染者と長時間接触した者
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定する「感染が疑われる者」と、事業所内で長時間の接触等した者

1 情報共有報告の実施

利用者等に、感染が疑われる者、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われるものが発生した場合、事業所は保健所（区福祉保健課）に報告のうえ、障害児福祉保健課に報告をお願いします。対応については保健所の指示に従ってください。

感染者及び濃厚接触者については保健所が特定します。感染者及び濃厚接触者と特定された旨、利用者等から申し出があった場合は、同様に保健所の指示に従ってください。

2 事業所継続の判断について

原則、各事業所において、休業について判断することとなりますが、利用者等に感染者が発生した場合は、感染拡大防止の観点から、原則、事業所の自主休業をお願いします。

利用者等の同居家族が感染者となった場合、多くの場合、利用者等は濃厚接触者または感染者となることが想定されることから、利用者等の検査の有無や、結果が確認等されるまでの間は、事業所の自主休業が望ましいと考えます。

また、利用者等が保健所から濃厚接触者と特定された場合は、その利用者等に自宅待機をお願いするとともに、継続して利用する児童等の健康管理に十分留意したうえで、事業所を継続、または、自主休業としてください。

児童の保護者や職員の同居の家族が濃厚接触者となった場合、児童本人等に発熱等の症状がみられない場合は、利用を停止することはできませんが、保護者と相談の上、感染拡大防止の観点から自主的に利用を自粛できないか保護者と相談してください。

3 利用児童及び保護者への対応

保健所等と相談の上、国の通知にある「新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組」に従い対応してください。

なお、利用児童等が感染者等となったことにより、事業所を休止する場合において、休止理由を他の保護者に伝える場合については、必ず利用児童の保護者等に同意を得たうえで、案内するようにしてください。保護者等の同意なしに、事業所だけの判断で他の保護者に休止事由を伝えることがないようにお願いします。

また、利用児童等が感染者等となった場合で、他の利用児童等が、事業所内で長時間接触するなど、「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」に該当する場合は、保健所と相談のうえで、感染拡大防止の観点から、念のため保護者に自宅待機し、他事業所の利用を含めて自粛することが望ましいことを伝えてください。

4 関係機関への連絡

保健所の調査等を待たずに、取り急ぎ、各事業所において、併用する他の放課後等デイサービス等に連絡する必要がある場合は、感染者等の人権に配慮し保護者の同意を得たうえで、連絡するようにしてください。

5 その他

- この通知は令和2年4月7日に厚生労働省が発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」についての現時点での横浜市における補足であり、今後の状況等によっては、本通知と異なる対応となることがあります。

- ・保健所から指示のある場合は、その指示を優先することとします。
- ・事業所の休業に関連した情報を発信する場合は、必ず感染者等の人権等に配慮した対応をお願いします。

問合せ先

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4274

FAX：045-663-2304